

平成31年2月13日

報道関係者各位

山梨県教育委員会は、平成31年2月13日に開催された定例教育委員会において、平成31年2月12日に開催した山梨県文化財保護審議会から「県指定相当」として答申された文化財を県指定の有形文化財（建造物、歴史資料）に指定することを決した。

なお、この文化財の指定に係る効力は、県公報の告示のあった日（2月下旬頃を予定）から生じることになる。

- ・ 県指定有形文化財（建造物）の指定 1件（詳細別紙）
浅間神社 本殿一棟 附 棟札二枚
- ・ 県指定有形文化財（歴史資料）の指定 1件（詳細別紙）
郷民擁護碑及び丸山之碑

今回の指定により県指定文化財は536件となり、うち、有形文化財は362件（建造物66件、歴史資料16件）となった。

※ 詳細、写真についての問合せ先

- ・ 有形文化財（建造物）
文化財保護担当 県庁内線 8515
055（223）1792
- ・ 有形文化財（歴史資料）
埋蔵財保護担当 県庁内線 8511
055（223）1791

公開先 URL <http://www.pref.yamanashi.jp/gakujutu/bunkazaihogo/houdou.html>

山梨県指定有形文化財（建造物）の指定について（1）

- | | | |
|---|-------|----------------------------|
| 1 | 種別 | 有形文化財 建造物 |
| 2 | 名称 | 浅間神社 本殿一棟 附棟札二枚 |
| 3 | 所在地 | 山梨県南都留郡忍野村忍草456番地 |
| 4 | 所有者 | 山梨県南都留郡忍野村忍草456番地 宗教法人浅間神社 |
| 5 | 構造・形式 | 桁行三間 梁間二間 三間社流造 向拝三間 檜皮葺 |
| 6 | 年代 | 宝永二年（1705） |
| 7 | 概要 | |

浅間神社は『甲斐国志』によると、忍草村^{しほくさむら}（明治八年に内野村と合併し、現在忍野村）^{うぶすながみ}の産土神である。

神社には、本殿の建立年代を示す棟札が、慶長十八年（1613）造立と宝永二年（1705）造立の2枚が伝存している。社殿規模とそれぞれの棟札に記されている大工数や社殿の彫刻の形状から考えると実際に社殿が建築された年代は、宝永二年であると考えられる。

本殿は、雨屋拝殿とよばれる覆屋内にあり、三間社流造^{さんげんしゃながれづくり}、二重軒付^{ふたえのきづけ}・檜皮葺^{ひわだぶき}の社殿で、棟通り下で内陣^{ないじん}・外陣^{げじん}に分け、正面に三扉設けている。外陣内部は壁がなく一室であるが、さらに三扉設けた内陣は壁で三室に仕切られ、各室内に木花開耶姫命^{このはなさくやひめのみこと}・鷹飼^{たかがい}・犬飼^{いぬかい}坐像と伝承される国指定重要文化財の三神像（正和四年＝1315）が安置されている。本殿は昭和43年に忍野村有形文化財に指定されている。

本殿の身舎柱^{みや}は円柱、前面三間の向拝柱^{ごはいばしら}は角柱である。柱、壁、各部材、彫刻は朱色を基調として彩色されている。身舎と向拝の繋ぎは反りの強い蝦虹梁^{えびこうりょう}である。手挟^{たばさみ}は二具あり、彫刻と彩色が施されている。

この社殿の特徴は、身舎墓股彫刻^{みや}、蝦虹梁の渦・若葉^{つまこうりょう}、妻虹梁^{つまこうりょう}の渦・若葉に古式を残し、その一方で向拝水引虹梁^{ごはいみずひきこうりょう}の渦・若葉、手挟は時代の下った形状を示す点である。前者の渦・若葉彫刻は線が細く、彩色された墓股内の彫刻は穏やかで上品な意匠である。

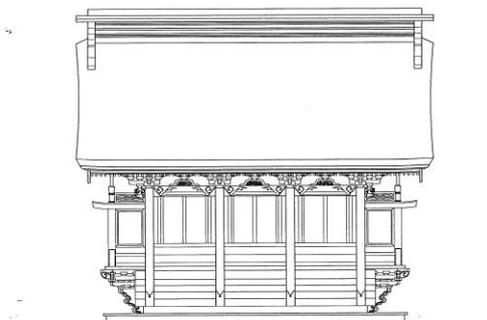
浅間神社本殿は、檜皮葺、三間社流造の優美な社殿で、線が細かく古式を残す渦・若葉彫刻、上品な意匠の墓股彫刻、及び多彩な色彩によって荘厳された江戸中期の建物で、桃山から江戸初期の建築同様の雰囲気をも十分に醸し出している秀逸な遺構である。また国指定重要文化財の三神像を祀る社殿としても価値が高く、県指定文化財としてふさわしいといえる。



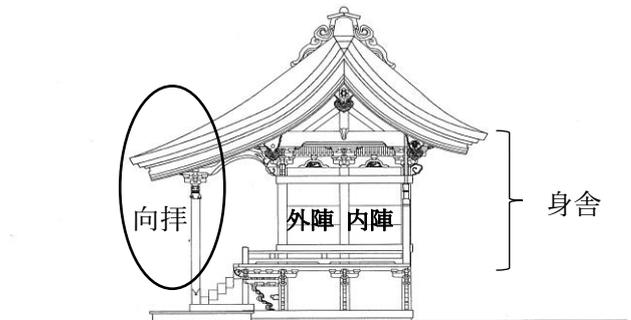
雨屋拝殿 天保二（1831）年 本殿を覆う切妻造の覆屋。

浅間神社本殿の特徴について

- ・三間社流造→屋根の正面側が庇のように前に張り出した建築様式を流造という。そのうち正面の柱が2本なら一間社、3本なら二間社、4本なら三間社となる。（流造＝神社建築のひとつ）
- ・二重軒付→二重の垂木で構成されている軒



浅間神社本殿（正面図）



浅間神社本殿（側面図）

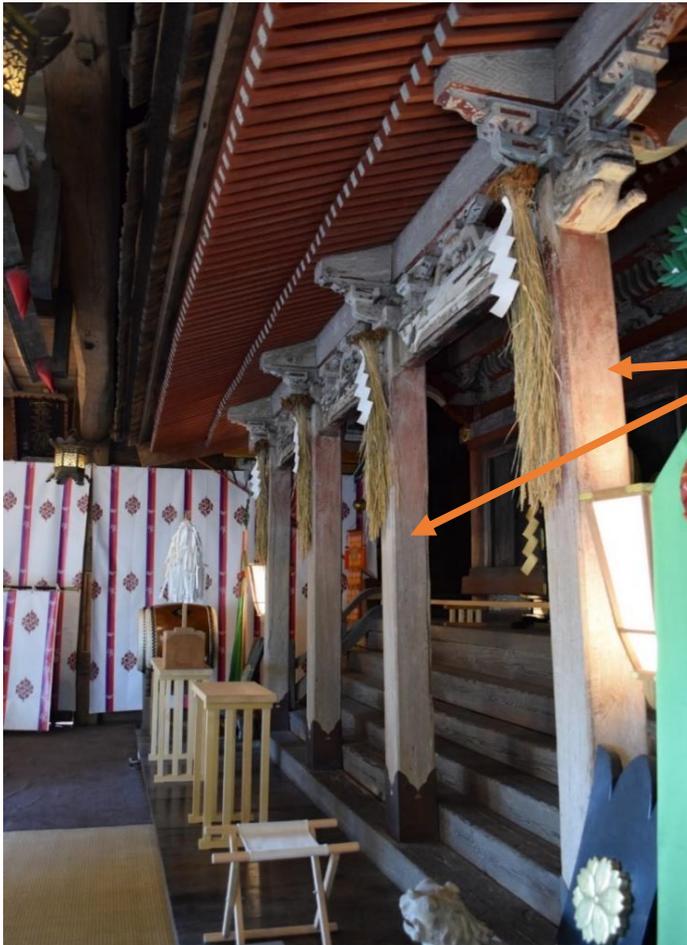
身舎（もや）
 主要な柱に囲まれた建物の
 本体部分（内部に御神体が祀
 られている）



本殿向拝
(正面)

向拝
(こうはい・
ごはい)
参拝人の
礼拝のため
に、仏堂や
社殿の正面
の中央に張
り出して設
けた庇。

向拝
水引虹梁



本殿向拝
(側面)

向
拝
柱



本殿向拝蝦虹梁

蝦虹梁

(えびこうりょう)

虹梁とは、虹型で上方にやや弓なりに反り返った梁であり、海老のように大きく反り返っているものを蝦虹梁という。



本殿妻側 妻虹梁

妻虹梁

(つまこうりょう)

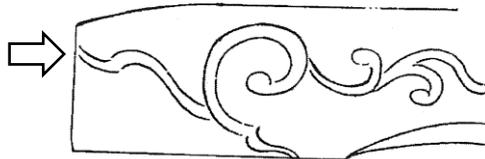
屋根の妻側にあらわれている虹梁。

I 渦と若葉が分離。

II 渦と若葉が一体化。また渦と若葉全体が天象または植物。



『家作彫物図』 寛永元(1624)年



『匠家雛形 上之巻』 延享4(1747)年



同左



本殿手挟

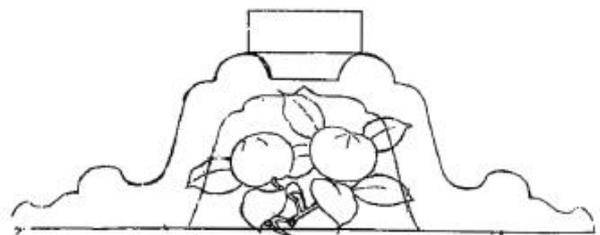
手挟 (たばさみ)
向拝の柱の内側などにおいて、肘木と垂木の上に設けられる三角形の材。



本殿臺股

臺股 (かえるまた)
蛙が踏ん張った形に似ている重量を支える束材。

I' 古典的脚部に単純な植物の内部彫刻。



『絵襖(政治本)』 宝永(1704)~正徳(1715)頃

棟札（本殿慶長 18 年(1613)造立棟札）



于時慶長十八癸丑年霜月申日 敬白
 信心之願主 渡辺勝左右衛門
 (梵字) 奉造立当社浅間大菩薩御神前
 建立之大檀那内於民女
 大工式百人萱沼弥左右衛門
 同名 与拾郎
 殊二信心大檀那息災延命成就所

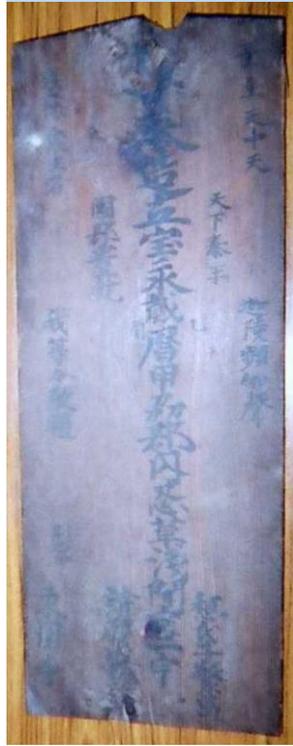


千宮小佐野伊勢真勝 (花押)

棟札（本殿宝永2年(1705)造立棟札）

上幅 (18.9cm)

(表)



総高
(51.1cm)

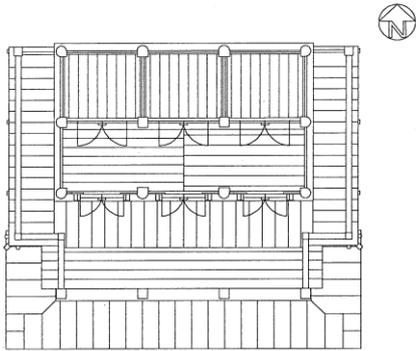
下幅 (18.6cm)

(裏)

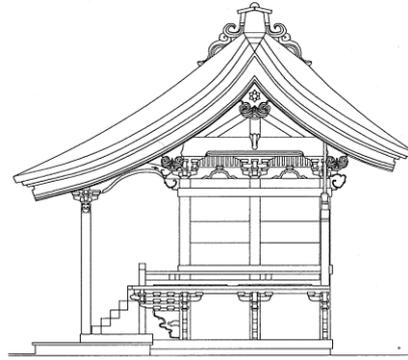


聖主天中天 迦陵頻伽声
天下泰平
想氏子繁昌
(梵字) 奉造立宝永貳乙酉歷甲州郡内思慕草浅間宮一宇
国郡豊饒
諸願成就祈攸
哀愍衆生者 我等今敬礼 别当 東円寺

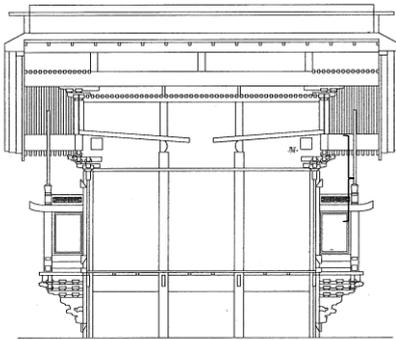
(梵字)
大工勺数六百捨四工、内五捨人者忍草村
當村名主 同 同 同 同 同 同
下吉田村大工 萱沼 弥左右門
同断 芳兵衛
同 市良兵衛
同 八良左衛門
同 善次郎
渡辺 善次郎
内五捨人者忍草村
大森 理右門
同名 次良右門豊政



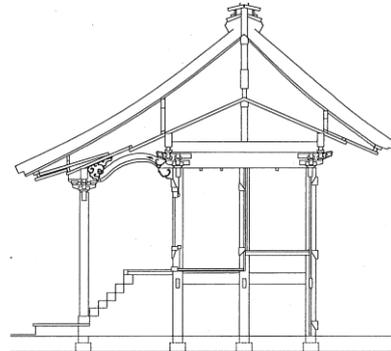
本殿平面図



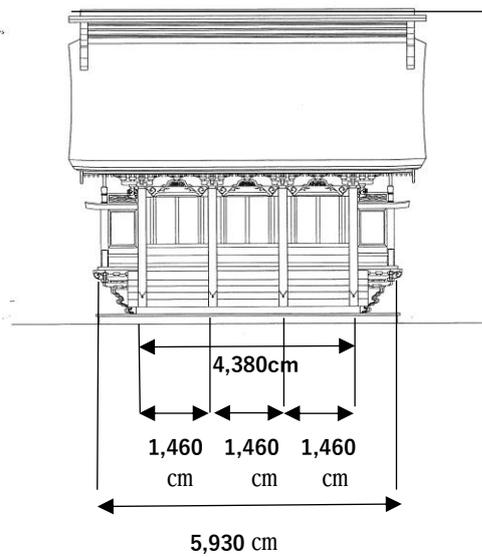
本殿立面図



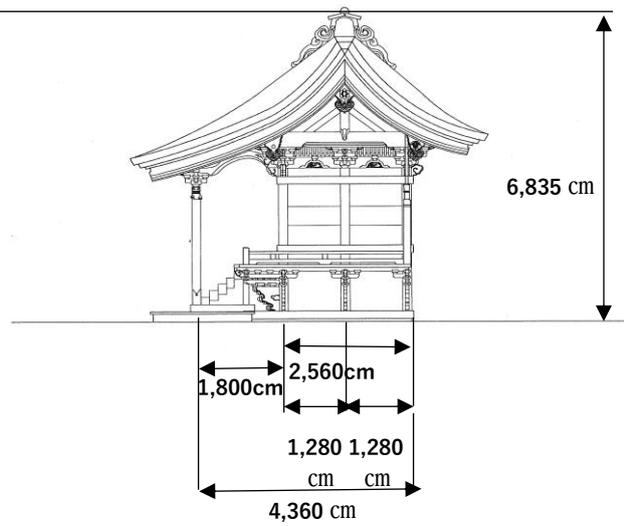
本殿断面図



本殿断面図



浅間神社本殿 (正面図)



浅間神社本殿 (側面図)

山梨県指定有形文化財（歴史資料）の指定について

1	種別	有形文化財 歴史資料
2	名称	郷民擁護碑及び丸山之碑
3	所在地	甲府市下曾根町字山本
4	所有者	山梨県（甲府市丸の内1-6-1）
5	品質形状	郷民擁護碑 1基 丸山之碑 1基
6	建立者	郷民擁護碑 市川代官 小林藤之助・浄照寺住職 新田雲里 丸山之碑 松野伝四郎
7	時代	郷民擁護碑 江戸時代（天保11年8月建立） 丸山之碑 明治時代（明治42年3月建立）
8	概要	

郷民擁護碑・丸山之碑は、甲斐風土記の丘公園内の丸山塚古墳の周溝の東側に所在する。甲府盆地南東部に位置するこの一帯には、弥生時代後期から古墳時代に至る時期の墳墓が集中的に分布している。両碑建立の契機となった丸山塚古墳は、その出土品等から古墳時代中期の築造と考えられており、昭和5年に甲斐銚子塚古墳が国史跡に指定された折に、その附指定となっている。

郷民擁護碑は、江戸時代後期に当時の市川代官であった小林藤之助らによって建立されたものである。碑には「ここは神霊が鎮座する場所である。大切にすれば福がもたらされるし、冒瀆すれば祟られる。」という内容が記されている。

小林藤之助は、この古墳が尋常な場所でないと感じ、当時の土地所有者であった地元の浄照寺の住職である雲里に相談した。雲里は当時「甲斐の雲里」と呼ばれる俳人でもあったが、代官の思いに賛同し、この地を村有地にした上で村をあげて皆で大切にされた方がよいと進言し、本碑が建立された。

丸山之碑は、明治時代に地主の松野伝四郎によって建立された。東京帝國大學教授の坪井正五郎草稿による碑文によれば、松野伝四郎は開墾の折に深さ1尺5寸の所で石室を発見し、内部から青銅鏡と刀剣数点を見つけたとされる。「郷民擁護碑」の碑文により、祟りを恐れた松野は、これら出土品の評価を学術的権威に求め、東京帝國大學へ迅速に連絡をした結果、出土品の散逸を防ぐことにつながった。

以上のように、江戸時代における郷民擁護碑の建立、明治時代の丸山塚古墳の副葬品の出土から、一帯の「甲斐風土記の丘・曾根丘陵公園」の整備、史跡甲斐銚子塚古墳附丸山塚古墳の保存整備事業までの流れを辿ると、両碑の存在

により古墳とその出土品が守られ、周辺一帯の史跡公園としての整備とその活用につながってきたことが理解できる。さらに郷民擁護碑ごうみんようごのひに記された「崇り」という言葉の根底には、文化財保護の精神が宿っていたことがうかがえる。このような、遺跡における「崇り」に関する資料はすでに江戸時代に多く見られ各地の地誌などで報告されており、遺跡に対する一種の畏れは、語り伝えられ、人々の心の中にあり続けた。これは当時、各地で共有された遺跡に対する観念でもあったと考えられる。このように日本社会において息づいていた神霊に対する伝統的観念が、無用な発掘を阻止してきたことを考え合わせると、それはある意味で法律よりも効果的であったとも言える。

「郷民擁護碑ごうみんようごのひ」は、それ自体が文化財保護の精神を伝える資料として、県内唯一の資料であり、「この場所を大切にしないと崇りがある」と遺跡に対する畏れを明確に示した碑としては、全国的にも稀有な事例である。その後建立された丸山之碑まるやまのひと共にこれら二碑は、江戸時代末の先駆的文化財保護の精神が、明治時代に至るも脈々と地域に伝えられた経緯を語る存在であり、今日この一帯が、史跡公園として整備され、古いにしえの歴史を伝える場として活用されていることにもつながっている。以上により、この二碑は山梨県指定文化財として相当の価値をもつものと評価できる。

郷民擁護碑

サイズ

高さ 109cm (最長)

幅 55cm (上)
73cm (中)
55cm (下)

厚さ 34cm (最厚)
18cm (最薄)



郷民擁護神靈の

まし満す所なりうやまへハ

則福を降しをかせハ

すなはち崇りあらん

天保十一年八月立石

丸山之碑

サイズ

高さ 181cm (最長)

幅 96cm (上)
109cm (中)
70cm (下)

厚さ 25cm (最厚)
16cm (最薄)



碑の建立状況 (現在)

(中央：丸山之碑 右側：郷民擁護碑)



丸山塚古墳の位置（赤丸は現在の碑の位置）